

幹事会／関東・関西集会 報告

幹事会報告 第151回（平成28年9月）

日本弁護士連合会が、組織として死刑制度の廃止を掲げる方針を打ち出すことに関して幹事会にてその対応を議論した。10月6日に開催されるシンポジウム第3分科会に幹事／会員が参加することにした。その中で発言させて欲しい旨を日弁連に申し入れたが、質問状のみということで発言は拒否された。10月7日の大会では、岡村顧問が一弁護士として個人的に意見を述べるとの考えがあり、幹事／会員は傍聴席にて応援することにした。「死刑制度の存置」を訴える内容のビラ作成に取り掛かり、両日の1時間前から会場前にて配布し参加者に訴えることにした。

死刑廃止国、いわゆる先進国家と自負しているEU加盟国は、刑務所へ送る以前に現場で射殺するという、事実上の死刑を行っている事を認識すべきである。釈放のない終身刑が議論されているが、その受刑者の生活費を我々被害者が負担しなければならないのは納得できない。又欧米では、終身刑では刑務所が無法地帯となり、秩序維持が難しい現状を踏まえ、廃止国から死刑制度復活の動きが出てきている一面もあり、日弁連の死刑廃止は世界の潮流であるという理由に疑問を持たざるを得ないなど話し合われた。

関東集会報告 第154回（平成28年9月）～第156回（平成28年11月）

4か月間に酷暑の8月を除き3回開催した。TVで放送された犯罪被害に関する番組の鑑賞や、司法関連新聞記事に対する意見交換などをして被害者問題に関心を向けてきた。特に、日弁連の人権擁護大会における死刑制度廃止の方向への宣言について報告を聞いた会員の怒りは大きく、事件に遭っていない、他人事としか考えていない日弁連執行部に対しての不満の声が大きかった。

会員の鈴木八恵子さん作の短歌「悲しみの 母の苦しみ分かるまい 死刑反対唱える人は」が胸を打つ。参加者は毎回14～16人程度で、これまでメディア関係者の参加がほとんどなかったが、11月にはインターネットTVのディレクターが参加した。長年ご協力していただいているボランティアの方には感謝の気持ちで一杯である。ありがとうございます。

関西集会報告 第178回（平成28年8月）～第181回（平成28年11月）

犯罪被害者支援について話し合った。犯人出所後の恐怖や民事で勝訴しても10年経つと効力が失われ新たな費用をかけて再度裁判をする必要がある等、事件後も続く精神的・経済的な不安と、加害者ばかり保護されることへの疑問があがった。地方自治体の協力は欠かせないが、明石市の条例は進歩的な政策であり全国の自治体に浸透してほしいとの意見が出た。

犯給法制定時の市瀬朝一さん達の活動を当時の新聞記事や資料等を参考に勉強した。昭和43年3月3日発生「中華料理店を経営して約半年目。これから軌

道に乗ろうとしている矢先、息子が刺殺された。借金に乳飲み子の孫を抱え、私達は年老いており、娘夫婦の世話になっている。犯人は精神異常者とされ無罪。これからどうするか悩んでいる。」こうした切実な声を受けて犯給法が制定されたが、平成28年の今も大して変わりはない。一方、犯罪者は逮捕された瞬間から税金で暮らす。こんなことでいいのだろうか。

日弁連の死刑制度廃止宣言が採択されたが、高橋（幸）幹事はそれについて産経デジタル ironna (<http://ironna.jp/article/4440>) に投稿した。